



令和8年度 香美町地域おこし協力隊募集要項

美しい山・川・海があるまちで、あなたが新しい風を吹かせてください！



～ こどもたちに夢と未来をつなぐまち ～

兵庫県美方郡香美町

令和8年度香美町地域おこし協力隊募集要項

はじめに

香美町は、兵庫県の北西部に位置するまちです。まちの北は日本海に面しており、全域が山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに属しています。山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園の一部を有し、南は1,000m級の山々に囲まれ、小代区に源を発した矢田川がまちの中央を流れる豊かな自然にあふれるまちです。

日本海有数の漁獲量を誇る漁港を有しており、松葉ガニやカレイなどの海産物が豊富に水揚げされるほか、世界で称賛される黒毛和牛「但馬牛」の原産地であり、清らかな水で育まれた米や日本酒は全国コンクールで金賞を受賞している全国有数の食材の宝庫です。

香美町では、これらの素晴らしい地域資源を活用し、まちの魅力づくりを進めています。

この魅力をつなぎ合わせ、地域内外に発信することで、多くの魅力ある素晴らしいまちの中でも、どこか気になるまちとして存在をアピールしたいと考えています。

そのために、まちに暮らしていただき、地域が気づいていない魅力の発見や、地域での生活の楽しみ方の提案など、このまちの魅力を生かすために活躍していただける地域おこし協力隊を募集します。



1 募集人員

次の地域おこし協力隊員 1 人

No.	業務名	勤務地	主な活動内容	人数
1	高校支援教育コーディネーター業務	兵庫県立村岡高等学校	☐ 地域探求授業と総合的な探求の時間における地域とのコーディネート業務（授業日程調整、授業準備及び関係機関との連絡調整など） ☐ 全国からの生徒募集に係る広報活動、企画立案、各種資料作成 ☐ 地域イベント等に参画する仕掛けづくり	1 人
共通業務 ☐ 都市との交流事業への参加及び支援 ☐ 町内、居住地域等での行事等への参加及び支援 ☐ 地域おこし協力隊員ホームページ作成・更新（隊員間で協力） ☐ その他地域活性化にかかる支援等				

2 募集対象

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 申込み日現在で、年齢が概ね 20 歳以上の方
- (2) 申込み時点で次に掲げる要件のいずれかを満たし、採用後に本町に住民票を移し、居住できる方
 - ア 3 大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住の方
 - イ 本町以外の地域おこし協力隊であった方で同一地域内における活動が 2 年以上あり、かつ、解嘱 1 年以内の方
- (3) 地域おこし協力隊として活動期間終了後も香美町内に定住し、就業しようとする意欲を持っている方
- (4) 地域の活性化に意欲と情熱があり、地域が抱える課題の解決に地域住民とともに積極的に取り組むことができる方
- (5) 任用期間を全うする意思のある方
- (6) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- (7) 普通自動車運転免許を有している方（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる方。AT 限定免許可）
- (8) パソコン（ワード、エクセル、SNS など）の一般的な操作ができる方
- (9) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

3 任用形態及び期間

- (1) 香美町会計年度任用職員として採用
- (2) 任用付職員として最長3年間

任用期間は、任用の日から毎年度末（年度途中の任用の場合も同様）までの1年更新とします。ただし、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行います。

- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

4 給与

- (1) 初任報酬月額 180千円～196千円（地域手当相当額を含む。）
- (2) 期末・勤勉手当 1か月当たりの平均報酬月額×年間4.6か月（6月、12月に支給します。支給率は在籍期間により変動します。）

※学歴、社会人経験年数に応じて初任報酬月額を決定し1年毎に昇給します。

※地域手当、通勤手当は条件に応じて町の定める額を支給し、退職手当等は支給しません。

※初任報酬月額については、令和7年11月1日時点の額を掲載しています。

5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務開始日は、令和8年4月1日とします。
- (2) 勤務時間は週35時間勤務を基本とします。
（1日7時間、標準勤務時間午前9時から午後5時（休憩 正午から午後1時まで））
- (3) 勤務日は、月曜日から金曜日を基本としますが、活動内容により勤務日、勤務時間帯は変動することがあります。
- (4) 時間外勤務は振替休対応となります。
- (5) アルバイト等への副業従事は可（届出は必要）、職務に支障や公正を害する恐れ等がある場合は不許可となります。

6 待遇及び福利厚生等

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- (2) 住居に係る家賃は隊員活動費からの負担（月額5万円を限度）としますが、共益費、光熱水費、通信費、駐車場代、自治会費等は自己負担となります。
- (3) 香美町までの交通費、引っ越しに必要な経費は自己負担となります。
- (4) 活動に必要となる車両、燃料費、パソコン、消耗品、研修費等については、予算の範囲内で町が現物を準備するか隊員活動費から負担します。自身の車両を使用する場合は、車両借り上げ料を隊員活動費から負担します。

7 応募手続

- (1) 応募受付期間
令和7年11月28日（金）17時まで
- (2) 応募方法
郵送又は持参
- (3) 提出書類
 - ① 応募用紙（香美町ホームページでダウンロード可。お問い合わせいただければ郵送で対応します。）
 - ② 住民票の抄本（発行日から3か月以内のもの）
 - ③ 普通自動車運転免許証の写し
 - ④ 活動目標レポート（A4サイズ、書式自由）
「活かしたい私の能力と3年間の活動目標」をテーマに、1,000字程度でレポートを作成し提出してください。

8 選考方法

- (1) 第1次選考
面接試験までに書類選考により第1次選考を行います。第1次選考の結果は応募者に文書で通知します。
第1次選考の合格者に対しては、第2次選考の面接試験の日程等についても併せて通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考の合格者を対象に香美町役場で面接試験を行い、第2次選考を行います。

第2次選考の結果は、文書で通知します。

(3) その他

応募に係る経費（書類申請、面接試験に伴う交通費等）は、全て応募者の負担となります。

9 応募先・問い合わせ先

〒669-6592

兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1

香美町企画課

TEL : 0796-36-1962

FAX : 0796-36-3809

e-mail : kikaku@town.mikata-kami.lg.jp